

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月28日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 甲田 俊博

1. 工事概要

(1) 工事名

小松空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
八尾空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
美保空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
岩国空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
徳島空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
高知空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
北九州空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
長崎空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
大分空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
宮崎空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
鹿児島空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
那覇空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）
（電子入札対象案件）

(2) 工事場所及び工事内容

本工事は、航空灯火施設等（航空灯火、エプロン照明灯、道路駐車場灯、受配電設備）を常時良好な状態に保つための定期点検作業及び運転状況を監視するための監視室駐在作業を行うものである。

- 1) 定期点検作業
航空灯火施設等の定期点検を行う。
- 2) 監視室駐在作業
航空灯火施設等に異常がないか運転状態を監視し、障害発生時の初動対応を行う。
- 3) 応急復旧作業
日常点検、定期点検等で発見された障害について、障害発生前と同じ状態に復旧を行う。

なお、工事場所、対象施設、監視室駐在時間は別紙－1のとおりとする。

(3) 工期 契約締結の翌平日から令和6年3月31日まで

※契約から令和3年3月31日までは準備期間とし、工事実施期間は令和3年4月1日～令和6年3月31日とする。

- (4) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（I型））のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成31・32年度一般（指名）競争参加資格「電気工事業」のA等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成30年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(2)の再認定を受けている者を除く。

- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- なお、上記の関係がある場合に、辞退者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。

平成17年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記のいずれかの要件を満たす工事の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）

なお、国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

同種工事

国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港又はその他の空港の制限区域内における、航空灯火施設の維持工事。

類似工事

国管理空港、会社管理空港、地方管理空港、共用空港又はその他の空港における、航空法施行規則第117条に規定する「陸上空港等の飛行場灯火」の設置工事。

- (8) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は生じない。
- 1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有するものであること。
監理技術者は、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - 2) (7)に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、工事の経験は、監理技術者、主任技術者、現場代理人又は担当技術者の経験とする。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - 4) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 施工計画に係る技術的所見が適正であること。
- なお、記述のないもの又は著しく不適正な内容である場合は、競争参加資格を認めない。
- (10) 富山県・石川県・福井県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県内に建設業法に基づく本社、支社又は営業所を有すること。
- (11) 大阪航空局が発注した電気工事で、平成30年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (12) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (13) 入札参加グループの参加について
- 1) 全体要件
 - (7) 適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者は、グループ企業として参加するものとし、「競争参加者の資格に関する公示」に示すところにより国土交通省大阪航空局長から本維持工事に係る入札参加グループとしての競争参加資格の認定を受けるものとする。
なお、代表企業及びグループ企業が他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類。以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。なお、協定書は別添2を参考とし作成すること。
 - (4) 入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書及び資料の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国土交通省大阪航空局長はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

- (ウ) 入札参加グループの代表企業は、上記(1)から(11)のうち、(8)を除く要件を満たすこと。また、入札参加グループの構成員は、上記(1)から(11)のうち、(7)、(8)及び(9)を除く要件を満たしていること。また、入札参加グループとして上記(8)の要件を満たしていること。

2) 個別要件

入札参加グループで本工事を実施する場合、代表企業は本工事全体の企画立案を担当するものとし本維持工事全体の企画立案、定期点検、監視室駐在作業、応急復旧工の各工種を包括的に管理するものとする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は価格及び3(3)2)に示す評価項目をもって入札を行い、3(2)の要件に該当する者のうち、3(3)によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、もっとも高い評価値をもって入札した者を落札者となるべき者とする。

(2) 評価対象要件

- 1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

- 1) 競争参加資格を満たす者に標準点100点を与え、さらに評価基準に応じて施工体制評価点として最大30点、加算点として最大20点を与える。
- 2) 評価項目は次のとおりとし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
 - ・ 施工計画
 - ・ 企業の施工能力
 - ・ 配置予定技術者の能力
- 3) 総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について1)及び2)により得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(4) 実施上の留意事項

- 1) 受注者により提案された施工計画について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)
- 2) 受注者の責によらない場合は、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
- 3) 本件は施工体制確認型落札方式であり、開札後に施工体制確認を行い評価点を決定するため開札時には落札者は決定しない。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
15階 大阪航空局 総務部 契約課 契約係
電話番号 06-6949-6206 FAX 06-6949-6220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和2年10月28日から令和2年11月13日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 上記(1)担当部局

2) 上記の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4.(1)担当部局に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望するものはその旨を4.(1)の担当部局へFAXで連絡すること。その際、FAXには工事名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

令和2年10月28日から令和2年11月16日まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間。ただし、最終日は午後2時までとする。)

- 1) 電子調達システムによる参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札及び開札日時 別紙-2のとおり

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに4.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札場所 大阪航空局入札室

(5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>

上記(1)の担当部局と同じ。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する要諦の有無 無。

(7) 開札後、予定価格以下の者全員に対して施工体制確認のヒアリングを行う。また、調査基準価格を下回った者には追加資料の提出を求める。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、上記2(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(10) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

詳細は特記仕様書等による。

(11) 施工計画に対する留意事項

競争参加資格の審査において、施工計画の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など施工計画の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。

(12) 詳細は入札説明書による。

別添2

(作成例)

共同企業体協定書

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 国土交通省大阪航空局発注の□□空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「当該工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、□□空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）○○○・△△△・×××（会社名等）共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○県○○市○○町○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、発注者が競争参加資格があると決定したときから成立し、請負代金の完成払をしたときまで、解散することができない。

- 2 当該工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------|
| ○○県○○市○○町○番地 | ○○○電気株式会社 |
| ○○県○○市○○町○番地 | △△△電気株式会社 |
| ○○県○○市○○町○番地 | 株式会社×××電気 |

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○○電気株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇電気株式会社	〇〇%
△△△電気株式会社	〇〇%
株式会社×××電気	〇〇%

2 金銭以外の物による出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び構成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合においては、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事にかしがあった場合には、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇電気株式会社他〇社は、上記のとおり 〇〇・△△・×× 共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
商号又は名称 〇〇〇電気株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
商号又は名称 △△△電気株式会社
代表者氏名 取締役社長 〇〇 〇〇 印

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
商号又は名称 株式会社×××電気
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

空港航空灯火施設維持工事 場所及び概要一覧表

工 事 名	工 事 場 所	工 事 概 要		
		対象施設		監視室駐在時間
小松空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	石川県小松市浮柳町㊦21	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	467灯 46灯 90灯 60面	毎日(土日祝含む) 7時15分～22時45分
八尾空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	大阪府八尾市空港2丁目12	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	387灯 37灯 52灯 43面	毎日(土日祝含む) 7時30分～19時45分
美保空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	鳥取県境港市佐斐神町2064	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	131灯 24灯 34灯 39面	毎日(土日祝含む) 6時45分～22時15分
岩国空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	山口県岩国市旭町3-15-2	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	123灯 14灯 35灯 6面	毎日(土日祝含む) 7時15分～22時45分
徳島空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	徳島県板野郡松茂町豊久字朝日野16-2	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	578灯 18灯 65灯 20面	毎日(土日祝含む) 6時45分～21時45分
高知空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	高知県南国市物部	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,124灯 31灯 64灯 130面	毎日(土日祝含む) 6時30分～21時15分
北九州空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,315灯 56灯 167灯 104面	毎日(土日祝含む) 0時00分～24時00分
長崎空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	長崎県大村市箕島町593-2	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,329灯 49灯 51灯 142面	毎日(土日祝含む) 6時30分～22時15分
大分空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	大分県国東市武蔵町糸原大海田	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,311灯 53灯 73灯 112面	毎日(土日祝含む) 7時00分～22時45分
宮崎空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	宮崎県宮崎市大字赤江無番地	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,407灯 84灯 86灯 142面	毎日(土日祝含む) 7時00分～21時45分
鹿児島空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	鹿児島県霧島市溝辺町麓838	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	1,480灯 116灯 88灯 223面	毎日(土日祝含む) 6時15分～22時15分
那覇空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	沖縄県那覇市安次嶺531-3	航空灯火 エプロン照明灯 道路駐車場灯 電気施設	4,925灯 215灯 314灯 527面	毎日(土日祝含む) 0時00分～24時00分

航空灯火施設維持工事入札手続き等一覧表

工 事 名	入札日時	開札日時
小松空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月16日 09:00から17:00まで	令和2年12月17日 10:00
八尾空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月16日 09:00から17:00まで	令和2年12月17日 11:00
美保空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月16日 09:00から17:00まで	令和2年12月17日 13:00
岩国空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月16日 09:00から17:00まで	令和2年12月17日 15:00
徳島空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月17日 09:00から17:00まで	令和2年12月18日 10:00
高知空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月17日 09:00から17:00まで	令和2年12月18日 11:00
北九州空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月17日 09:00から17:00まで	令和2年12月18日 13:00
長崎空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月17日 09:00から17:00まで	令和2年12月18日 15:00
大分空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月21日 09:00から17:00まで	令和2年12月22日 10:00
宮崎空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月21日 09:00から17:00まで	令和2年12月22日 11:00
鹿児島空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月21日 09:00から17:00まで	令和2年12月22日 13:00
那覇空港航空灯火施設維持工事 (令和2年度～令和5年度)	令和2年12月21日 09:00から17:00まで	令和2年12月22日 15:00